

最高裁差戻し決定報告集会

——— 名古屋高裁での2度目の再審開始に向けて！ ———

最高裁判所は4月5日付で名張事件第7次再審請求特別抗告審で、再審開始を取り消した名古屋高裁刑事第2部の決定を破棄し、審理を名古屋高裁に差戻す決定を下しました。

この間、ご支援をいただいた皆さんのお力の賜と感謝しております。

この最高裁差戻し決定を読むと、未だに分かりづらい表現が数多く見受けられます。また、田原裁判官の補足意見についての考え方など、専門家の解説が不可欠です。

そこで、差戻し決定についての解説と今後の見通しについて、弁護団の野嶋真人弁護士にお話しいただくことになりました。

お忙しい時期ではありますが、是非ご参加のほど、お願いいたします。

4月22日（木）

午後6時30分より

平和と労働センター

304・305会議室

講師 野嶋真人 弁護士

名張事件最高裁判所差戻し決定文

主 文

原決定を取り消す。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実認識の主張であって、刑法433条の抗告理由に当たらない。

所論にかんがみ、新証拠1ないし5（原決定の分類による。以下同じ。）につき刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」に当たるか否かについて、職権により判断する。

1 確定判決の認定した罪となるべき事実の要旨は、次のとおりである。

申立人は、妻A子及びB子とのいわゆる三角関係の処置に窮した末、両名を殺害してその関係を一挙に清算すればすべてがすっきりするなどと考えるようになっていた折から、その居住する三重県名張市葛尾と奈良県山辺郡山添村にまたがる地区の生活改善グループ「三奈の会」の年次総会が昭和36年3月28日に開催されることを聞き、その懇親会の機会をとらえて、かねて買い受けて所持していた有機磷テップ製剤の農薬ニッカリンTを女子会員用の飲料に入れて飲ませる方法を思い付き、同月27日夜、自ら作った節付き竹筒にニッカリンTを注入し、新聞紙でふたをして用意しておいた上、同月28日午後5時20分ころ、この竹筒をジャンパーのポケット内に忍ばせて、同会会長のC方に立ち寄ったところ、その玄関上がり口の小縁に、当夜の懇親会用の飲料として、1. 8入り瓶詰めぶどう酒（三線ポートワイン）1本（以下「本件ぶどう酒」という。）及び日本酒2本が用意されていることを知って、本件ぶどう酒内に所携のニッカリンTを注入しようと決意し、た

